

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和57年4月に転居してから、毎月、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付し、預り書を受け取っていた。申立期間に係る預り書があるのに、保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月に転居してから、毎月集金人に国民年金保険料を支払い、預り書を受け取っていたと説明しており、申立期間直前の同年4月から58年3月までの保険料は納付済みとなっているところ、申立人から提出された57年4月から59年3月までの預り書の様式は同一である上、集金人による受領印も確認できることから、申立期間前の1年間の保険料が納付済みで、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き保険料を全て納付している上、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私は、昭和52年4月に夫が厚生年金保険に加入していない会社に転職したことから、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、届いた納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を私が納付してきた。申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に夫が厚生年金保険に加入していない会社に転職したことから、夫婦共に国民年金の加入手続を行ったとするところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、払出時期はその前後の任意加入者の加入時期から54年7月頃と推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、届いた納付書で夫婦二人分の保険料を自身が納付したとするところ、申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっており、保険料を納付したとする申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年6月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の集金に来ていた町会役員から「今なら未納であった保険料を全て納付することができる。」と聞き、国民年金に加入し、夫名義の預金口座から40万円を引き出して、町会役員に夫婦二人分の未納であった保険料を渡し、一括納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和54年11月に連番で払い出され、申立人夫婦が保険料を特例納付で一括納付したと述べている同年末から55年初旬頃までは、第3回特例納付実施期間中であり、申立期間の保険料を特例納付することは可能である。

また、申立人夫婦は、申立期間の特例納付及び過年度納付保険料額が夫婦それぞれに記載されたメモを所持し、当該メモは、町会役員が申立人夫婦の保険料納付についての説明時に書いたと述べており、申立人の夫の当該メモには、上部に「検認記録」と印刷した用紙が使用され、手書きで「昭和54年9月21日現在」と記載されている上、申立人の夫の預金口座から引き出して申立人夫婦が保険料を特例納付したとする金額は、申立人の申立期間及び申立人の夫の申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とほぼ一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年6月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の集金に来ていた町会役員から「今なら未納であった保険料を全て納付することができる。」と聞き、国民年金に加入し、自分名義の預金口座から40万円を引き出して、町会役員に夫婦二人分の未納であった保険料を渡し、一括納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和54年11月に連番で払い出され、申立人夫婦が保険料を特例納付で一括納付したと述べている同年末から55年初旬頃までは、第3回特例納付実施期間中であり、申立期間の保険料を特例納付することは可能である。

また、申立人夫婦は、申立期間の特例納付及び過年度納付保険料額が夫婦それぞれに記載されたメモを所持し、当該メモは、町会役員が申立人夫婦の保険料納付についての説明時に書いたと述べており、申立人への当該メモには、上部に「検認記録」と印刷した用紙が使用され、手書きで「昭和54年9月21日現在」と記載されている上、申立人の預金口座から引き出して申立人夫婦が保険料を特例納付したとする金額は、申立人の申立期間及び申立人の妻の申立期間の保険料額とほぼ一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（昭和60年3月23日にB社に名称変更）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和59年12月29日）及び資格取得日（昭和61年2月10日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成2年8月31日から同年12月31日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年12月31日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、平成2年12月31日から3年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日（平成2年12月31日）を3年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月29日から61年2月10日まで
② 平成2年8月31日から3年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和59年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、同年12月

29日に被保険者資格を喪失しており、その後、61年2月10日にB社において再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人がB社において昭和59年3月1日に被保険者資格を取得し、63年2月29日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、途中で離職した形跡は無い。

また、A社において、申立人と同じく昭和59年12月29日から被保険者記録が欠落している同僚から提出された給料明細書の写しにより、申立期間①の一部において厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社における申立期間①前後の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年12月から61年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年1月20日までB社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成2年12月31日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった3年2月1日の後の同年4月8日付けで、遡及して2年8月31日に訂正処理されており、ほかの複数の従業員の資格喪失日についても3年4月8日付けで遡及処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成3年4月8日付けの上記遡及処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のB社における資格喪失日を2年12月31日に訂正し、同年8月から同年11月までの標準報酬月額については、同年7月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

3 申立期間②のうち、平成2年12月31日から3年1月20日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人はB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、元従業員から提出された給与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められることから、申立人の同社における上記訂正後の資格喪失日を平成3年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の2年11月の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に解散しており、当時の事業主に照会したが、回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間②のうち、平成3年1月21日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から勤務が確認できない上、申立人が当該期間に勤務していたことを記憶している従業員も確認できなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年7月10日から同年9月19日までの期間に係るついて、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月19日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月10日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。この頃、同社は、B社に社名変更を行ったが、申立期間も通常どおり継続して勤務しており、空白期間が存在するはずがない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成4年9月19日と記録されていたところ、当該記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年8月20日）の後の5年4月28日付けで取り消された上、同年4月30日付けで、4年7月10日に被保険者資格を喪失した旨の訂正処理が遡って行われたことが確認できる。

また、申立期間当時におけるA社の厚生年金保険の全被保険者48人のうち、申立人のほかに、代表取締役、取締役及び従業員の合計42人各々の資格喪失日に係る記録についても、申立人と同様に訂正処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとされる平成4年8月20日において、上記訂正処理前の記録から、同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月10日に厚生年金保険

の被保険者資格を喪失した旨の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人に係る資格喪失日について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該訂正処理前の同年9月19日であると認められる。

また、平成4年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、A社における同年7月の随時改定に係るオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、平成4年9月19日から同年10月1日までの期間については、社会保険事務所（当時）における不合理な訂正処理等の事実を確認できない。

また、A社の元事業主は、同社は10年以上前に解散（倒産）しており、当時の担当者も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について不明と回答している上、同僚等からも当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料や証言等を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年12月18日、20年8月10日及び同年12月19日における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、19年12月18日は21万8,000円、20年7月18日は20万9,000円、同年12月19日は13万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日
② 平成20年7月18日
③ 平成20年12月19日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額について、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年3月29日付けで、19年12月18日は24万円、20年8月10日は23万円、同年12月19日は15万円と記録されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額は、年金額の計算の基礎とならないとされている。

一方、A事業所から提出のあった申立人に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の賞与支払日について、事後訂正の届出により平成20年8月10日とされているが、上記賞与支払明細書において同年7月18日と記載されており、A事業所も同日に賞与を支払った旨供述していることから、同年7月18日とすることが相当である。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年12月18日は21万8,000円、20年7月18日は20万9,000円、同年12月19日は13万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 63 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 15 日

A事務所（現在は、B法人）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。B法人は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。給料支払明細書（決算賞与）及び給与明細表（賞与）を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出された給料支払明細書（決算賞与）及び給与明細表（賞与）により、申立人は、申立期間にA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書及び給与明細表において確認できる保険料控除額から、63 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低くなっている。申立期間の報酬月額はこんなに低額ではなかったの
で、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額について、平成 8 年 12 月から 10 年 2 月までは 44 万円であったところ、同年 3 月 13 日付けで、8 年 12 月の随時改定及び 9 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、8 年 12 月に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社に係る滞納処分票により、申立人は経理担当者として、平成 9 年 5 月から 10 年 10 月まで社会保険事務所の職員と対応していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役ではなかったことが確認できる上、同社の社会保険担当者は、「申立人は当社の経理と全般の仕事をしてきたが、実質的な経営者は事業主で、事業主に全ての権限があった。」旨回答している。

また、上記滞納処分票に記載されている社会保険事務所の担当職員は、「申立人は標準報酬月額の減額訂正処理に関し権限が無かった。」旨述べていることから、申立人は当該減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 3 月 13 日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実上即したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額の減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録され

ている申立人の8年12月から10年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から12年5月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 16 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低くなっている。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、平成 7 年 9 月から 8 年 7 月までは 16 万円であったところ、同年 8 月 7 日付けで、同年 4 月に遡って随時改定が行われた結果 9 万 8,000 円に減額され、さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 10 月 31 日）より後の同年 11 月 1 日付けで、7 年 9 月に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成 8 年 8 月 7 日付けで同年 4 月に遡って、標準報酬月額が約半分に減額訂正されている者が 22 人（申立人及び代表取締役を含む。）いることが確認でき、さらに、申立人と同日（平成 8 年 10 月 31 日）に被保険者資格を喪失している被保険者 21 人（申立人を含む。）のうち 19 人の標準報酬月額が、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の同年 11 月 1 日付けで、7 年 9 月に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の代表取締役は、「申立期間当時、経営不振で給料の遅配もあり資金繰りに苦労していた。社会保険事務所の人が来て経理担当者と対応していたので自分には分からないが、多分社会保険料の滞納があったのではないかと思われる。」旨回答していることから、同社は社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

また、申立人から提出された申立期間の給与明細書及び平成 8 年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、

上記減額訂正前のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年8月7日付け及び同年11月1日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実には即したものと考えるが、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額の減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た16万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 12 年 1 月 31 日）より後の平成 12 年 2 月 4 日付けで、遡って 50 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年 6 月 30 日にA社の取締役を退任し、さらに、雇用保険の離職日は 11 年 8 月 31 日と記録され、同年 9 月 1 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該訂正処理が行われた 12 年 2 月 4 日には同社に勤務していなかったことが確認できること、加えて、同社の事業主は、「申立人の仕事内容は技術開発であり、社会保険に関する権限は無かったと思う。」と回答していることから、申立人は、社会保険に関する権限は無く、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年8月1日から7年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、4年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から8年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額と相違している。当時の給料支払明細書等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から6年8月までは53万円と記録されていたところ、同年9月6日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、事業主についても申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正されていることが確認できる。
しかしながら、申立人から提出された平成4年9月から6年9月までの給料支払明細書により、上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。
また、上記減額訂正について、A社の事業主は、申立期間当時に社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から、自身の標準報酬月額を下げることにに関してアドバイスを受け、同意した上で書類にも判を押したかもしれないが、従業員に関しては断じて了承した覚えは無い旨供述している。
これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年9月6日付けで行われた上記減額訂正処理は事実上即したものとは考え難く、申立人について4年8月に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正

があったとは認められない。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記減額訂正が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、上記事業主及び複数の従業員は、申立人は工場長であり、社会保険事務に権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は上記減額訂正処理に関与していないと認められる。

また、上記減額訂正処理を行った日以降の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成6年10月の定時決定として、同年8月17日付けで53万円（健康保険の標準報酬月額は62万円）と記録されていたところ、当該減額訂正処理日と同日の同年9月6日付けで9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が提出した平成6年5月から同年7月までの給料支払明細書により、上記の同年8月17日付けで記録された標準報酬月額53万円は、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額と一致することが確認できる一方、社会保険事務所が標準報酬月額を9万8,000円に訂正する合理的な理由は見当たらない。このことから、申立人に係る同年9月から7年9月までの標準報酬月額については、有効な記録訂正とは認められない6年9月6日付けの上記減額訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが相当であり、同年10月の定時決定における処理は、有効な記録訂正とは認められない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人に係る平成4年8月から7年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成7年10月から8年6月までの期間に係る標準報酬月額については、7年10月の定時決定において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記減額訂正処理と関連する事情は見当たらず、社会保険事務所の事務処理が不合理であったとは言えない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された当該期間の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年9月1日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録における標準給与より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の標準報酬月額は2万8,000円と記録されているところ、B社から提出のあった申立人に係る人事カードには、「46.4.1 月俸26,500 資格手当3,500」との記載が確認できる上、同じく同社が提出した申立期間当時の厚生年金基金の加入員記録によれば、申立人が基金加入員資格を取得した昭和46年4月の標準報酬月額は3万3,000円であったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者原票によると、A社C支店と同県内に所在した同社の各支店において、申立人と同性、同学年で、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した11人のうち10人の申立期間における標準報酬月額は3万3,000円であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（3万3,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月12日から同年10月31日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が誤っているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当初、19万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年10月31日）より後の平成5年2月23日付けで、遡って17万円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が25人確認できる。

また、申立人は、コンピューター応用機器の修理と取付けの業務に従事した旨供述しているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は役員として記録されておらず、複数の従業員が、申立人は技術サービスに係る業務を担当していたと供述している上、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は上記減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA店（昭和46年8月9日にB社に名称変更。現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和46年8月1日から同年9月1日まで
B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書並びに申立人と申立期間及びその前後の期間において同一事業所に勤務していた同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及びその子会社であるD社E工場に継続して勤務し（昭和46年9月1日にB社からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の関係書類が残っていないため不明としているが、申立人と同様に昭和46年9月1日にB社からD社E工場に異動した従業員12人についても、申立人と同様の記録になっていることが確認できることから、B社において申立人の資格喪失に係る届出が適切に行われていなかったものと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和37年9月24日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年9月24日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、B社に勤める直前まで勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和37年6月1日と記録されているものの、資格喪失日の記載は確認できない。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人に係る昭和37年10月の定時決定の記録が確認できるが、当時の厚生年金保険法では、定時決定は、毎年8月1日現在に使用されている被保険者について行うこととされていることから、申立人は、少なくとも同年8月1日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「A社に勤務中に、B社に勤務していた友人の勧めで同社の面接を受けることとなり、同社の採用が決まったので、A社を辞め、すぐにB社に勤務した。」旨供述している。

これらのことから、申立人は、A社に、B社における資格取得日である昭和37年9月24日の前日まで勤務していたことが推認でき、事業主は、申立人が同年9月24日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和37年9月24日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同事業所には平成19年2月1日から継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び申立人から提出された賞与支給明細書によると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月5日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年3月5日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月31日より後の6年4月27日付けで、5年10月31日と記録されており、申立人のほかにも複数の元従業員の資格喪失日が同様に処理され、これらの従業員の中には、既に記録されていた資格喪失日が取り消された上で、遡って喪失処理されている者も複数確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間に同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所（当時）において、同社が平成5年10月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格喪失日を平成5年10月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である6年3月5日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成5年10月の定時決定に係るオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月5日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年3月5日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月31日より後の6年4月27日付けで、5年10月31日と記録されており、申立人のほかにも複数の元従業員の資格喪失日が同様に処理され、これらの従業員の中には、既に記録されていた資格喪失日が取り消された上で、遡って喪失処理されている者も複数確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間に同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所（当時）において、同社が平成5年10月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格喪失日を平成5年10月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である6年3月5日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成5年10月の定時決定に係るオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月10日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年10月までの標準報酬月額については、同年4月から同年9月までは17万円、同年10月は16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年11月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社における平成7年4月分から同年9月分までの給与支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年9月30日より後の同年11月10日付けで、同年10月の定時決定の記録が取り消された上で、遡って同年4月30日と記録されており、申立人のほかにも複数の元従業員の資格喪失日が同様に処理されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間において同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所（当時）において、同社が平成7年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無い。

一方、申立人は、A社において社会保険事務に携わっていたこともあったが、平成7年夏頃からは一切携わっておらず、自身に係る資格喪失手続は事業主が行ったと供述し

ているところ、同社の元取締役及び申立人の元同僚は、同年 10 月頃、事業主から、厚生年金保険料を滞納しているの、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる旨の説明を受けたと供述している上、同元取締役は、保険料の滞納により従業員の資格喪失日を遡って社会保険事務所に届け出ることにより従業員が関与できるような状況ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の A 社における資格喪失日を平成 7 年 4 月 30 日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である同年 11 月 10 日に訂正することが必要である。

なお、平成 7 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前の記録から、同年 4 月から同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月は 16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年11月から7年6月までは53万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月は36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年11月から7年6月までは53万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日より後の同年11月13日付けで、6年11月に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主及び経理担当の元従業員は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から指示されて当該減額訂正の手続を行ったと供述し、また、同元事業主は、申立人は営業担当であり、社会保険事務手続には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成7年11月13日付けで行った申立人に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理に合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年11月から7年6月までは53万円、同年7月から同年9月までは38万円、同年10月は36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、申立期間後の2か月分の保険料に振り替えられたものと認められることから、当該期間に係る国民年金の納付記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月及び同年5月

私は、申立期間の国民年金保険料を転居先の区で平成4年7月に納付した。また、申立期間の保険料を同年5月と同年6月に転居前の市で口座振替により納付したというはがきが5年4月に届き、申立期間の保険料を二重に納付していることに気付いた。申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居前の市で申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したことを示す「国民年金保険料口座振替納入済書」及び転居後の区で申立期間を含む平成4年4月から同年9月までの期間の保険料を納付した領収証書を所持しており、申立期間の保険料は重複納付されていることが確認できる一方、申立人が申立期間当時居住していた区及び同区を管轄する年金事務所では、申立期間の保険料が還付されていたことを示す資料は確認できない。

しかしながら、上記領収証書で確認できる平成4年4月から同年6月までの期間並びにオンライン記録で確認できる同年10月及び同年11月の保険料がいずれも同年7月に納付されていることが確認できるところ、申立人が申立期間当時居住していた区では、当時は、納付書を前期（4月から9月までの期間）及び後期（10月から翌年3月までの期間）の年2回発行していたとしており、同年10月15日付け同区広報誌の記載によれば、同年10月及び同年11月の保険料を納付するための後期分の納付書は同年10月上旬に送付する取扱いであったことが確認できることから、当該期間の納付月と記録されている同年7月時点では、後期分の納付書は発行されておらず、同月に当該期間の保険料を納付することはできない。

このことについて、当該区では、当時、前期において保険料が重複納付された期

間については後期へ期間変更する取扱いを行っていたと回答していることから、保険料が重複納付となった申立期間から同年10月及び同年11月に期間変更する取扱いがなされたことにより、申立期間の重複保険料については還付とならなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、申立期間後の2か月分の保険料に振り替えられたものと認められることから、申立期間に係る国民年金の納付記録を訂正する必要は認められない。

東京国民年金 事案 13290

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月
私は、平成 17 年 3 月に市役所支所で申立期間の国民年金保険料として 1 万円ぐらいを納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 17 年 3 月に当時居住していた市の市役所支所で国民年金の加入手続きを行い、その場で申立期間の納付書を交付してもらい申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、14 年 4 月以降の保険料は、当該支所を含めて市町村役場の窓口では保険料の収納取扱いを行っておらず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は国に収納業務が一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年1月から同年3月までの期間、18年12月及び19年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月から同年3月まで
② 平成18年12月及び19年1月

私は、申立期間①については、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間②については、国民年金の再加入手続を行った記憶は無いが、納付書が送付されていれば保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続を行ったとしているが、平成18年8月25日に申立人の当該期間に係る未適用者一覧表（最終）が作成されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失の都度、国民年金への切替手続を行ったかは覚えておらず、当該期間に係る加入手続に関する記憶が明確ではない。

また、平成19年2月6日に、17年1月1日の被保険者資格取得及び同年4月21日の同喪失の記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点まで当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間であるほか、当該記録追加時点以降では当該期間の保険料は過年度納付により納付する必要があるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る国民年金の再加入手続を行った記憶は明確ではない上、当該期間の保険料の納付に関する記憶も明確ではない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は国に収納業務が一元化された平成14年4月以降の期間であ

り、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年4月までの期間のうち、1か月又は3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年4月までの期間のうち
1か月又は3か月

私は、21歳頃に当時居住していた区で住民登録を行い、それから間もなく区の出張所へ行き、その際に1回分の国民年金保険料を納付したと思う。どの期間の保険料を納付したか分からないが、当時居住していた区の在住期間のうち、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時居住していた区の出張所で、申立期間のうち、どの期間の国民年金保険料を納付したのかは分からないものの、1回だけ納付した記憶があり、その1回分が1か月分の保険料であれば1か月分、3か月分の保険料であれば3か月分の保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年9月以降に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認される。当該加入時点において、同年3月以前の期間に係る保険料は、過年度納付により納付することとなるが、当該出張所では当該納付に係る保険料は収納していなかったとしている。

また、当該申立期間の保険料は、第3回特例納付により納付することができるものの、申立人は、特例納付という言葉聞いたことはなく、保険料を遡って納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人が納付していたとする申立期間の保険料額は、当時の保険料額と相違しており、申立人は、納付したとする期間及び申立期間当時の保険料の納付金額に関する記憶が明確ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13293 (事案 12832 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私は、大学を卒業後、時期ははっきりと覚えていないが、国民年金の加入手続きを行い申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年11月26日に払い出されており、この払出時点では申立期間のうち49年4月から50年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできない期間であり、同年10月から52年3月までの期間は上記払出時点で保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は保険料を遡ってまとめて納付したこと及び過年度納付書の記憶も無いと説明しているほか、申立人は別の手帳を所持していた記憶は無いと述べており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市が作成した国民年金被保険者台帳の「資格得喪」欄には、49年4月1日に国民年金への強制的加入による被保険者資格の取得及び52年10月5日に手帳交付と記載されており、申立期間直後の同年4月から54年6月までの期間の保険料の納付年月が記載されていることが当該台帳の「保険料関係記録台帳」で確認できる一方、申立期間の保険料の納付年月の記載は確認できないこと、申立人は当該期間の保険料を1か月ごとに納付していたと説明しているが、当該期間当時に申立人が居住していた市における保険料の収納単位は3か月であることから、当時の保険料の納付単位と相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成24年2月8日付けで年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、国民年金の加入手続後に1万円単位ではなくもっと高額な金額を遡って納付したことを思い出したと主張しているが、当該納付したとする保険料額は、申立期間のうち上記手帳記号番号払出時点で過年度納付することが可能であった期間の保険料額と相違しており、また、申立人は、申立期間に係る過年度納付書の受領方法、保険料の納付時期及び納付場所に関して記憶が明確ではないなど、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から49年5月まで
私が20歳になった昭和45年*月頃に、私の母が国民年金の加入手続を行い、私が49年6月に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、「払出年月（目安）表」では申立人を含む15001番から20000番までの手帳記号番号が昭和61年度分の払出しとなっていること、及び申立人の国民年金被保険者資格記録が61年4月に入力処理されていることから、同年同月に払い出されていたと推認でき、同時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和45年*月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況を聴取することができない上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与していないことから、納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から55年3月まで

私の母は、昭和43年7月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、結婚前の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。結婚後の保険料は、私が夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和43年7月頃に国民年金の加入手続きを行ってくれたと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の加入時期から、55年4月頃に払い出されていたことが推認でき、同時点で、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和43年7月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続きを行い、結婚前の保険料を納付してくれていたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は結婚前の保険料の納付に関与していないことから、納付状況は不明である。

加えて、申立人は、結婚後は夫婦二人分の保険料を自分が納付していたとしているが、納付していたと主張するのみで、当時の保険料の納付額に関する記憶が明確ではない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年11月から平成3年3月まで
私の父は、昭和57年11月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、母が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された父親から渡されたとする年金手帳の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の実家が所在する市を管轄する社会保険事務所（当時）から当該市に平成3年4月頃に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号直近の国民年金第1号被保険者で同年4月1日に同被保険者資格を取得している者の同年4月の保険料の納付日が同年6月18日であることを踏まえると、申立人の手帳記号番号は、同年4月から同年6月までに払い出されていたものと推認でき、同時点では、学生が任意加入被保険者とされていた申立期間については、制度的に保険料を遡って納付することはできない。

また、上記年金手帳には、初めて被保険者となった日は平成3年4月1日と記載されており、これは、学生が強制加入被保険者となった時期と一致する。

さらに、申立期間当時、学生は任意加入被保険者とされていたところ、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和57年11月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、戸籍の改製原附票により、申立人は、20歳当時は、実家が所在する市とは別の区に住民票を移動していることが確認できるところ、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする父親は、当該区において加入手続きを行った記憶は無いと説

明している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年2月まで

私は、母から国民年金に加入し、国民年金保険料を最低25年は払うようにと勧められ、平成16年に国民年金の加入手続を行った。母から保険料として30万円を振り込んでもらい、そのうち半分ぐらいの金額の保険料をまとめて納付し、その後は、1、2か月分ずつ金融機関又は郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から勧められて、平成16年に国民年金の加入手続を行ったと説明しているところ、オンライン記録により、同年4月13日に適用漏れを理由として申立人に基礎年金番号が付番されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立人は、申立期間前の平成14年3月の国民年金保険料を16年4月26日に、15年3月の保険料を16年6月29日にそれぞれ過年度納付していることが確認できるが、申立期間の保険料は未納となっている。

また、金融機関から提出された上記過年度納付が行われた前後の期間に係る貯金口座の預払状況調書及び母親から提出された貯金通帳により、母親から申立人に平成16年3月26日に17万円、同年5月19日に44万円が振り込まれていることは確認できるが、申立人自身これら振込金額の用途についての記憶が明確でない。

さらに、平成14年4月からは保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人から提出された平成16年分及び17年分の確定申告書には国民年金保険料控除の記載は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私は、高校を卒業後、姉の経営する店を手伝っていた時に、区役所に勤務していた義兄から、20歳になったら国民年金に加入するようと言われていたため、20歳時から国民年金に加入し、国民年金保険料は、姉の店に毎日訪問してくる金融機関の職員に渡して納付していたと思う。最初に納めた金額は、760円か780円ぐらいであったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の姉が経営する店を訪問してくる金融機関の職員に国民年金保険料を渡して納付していたと説明しており、当初の金額は760円か780円であったと述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年11月時点では、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付となり、申立人が当該期間の保険料を納付するには、過年度納付書の発行の申出を行うことが必要であったが、申立人は当該申出を行った記憶は無いと説明しており、申立人が保険料を金融機関の職員に渡していたとする頻度及び納付書に関する記憶は明確ではない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は約4年にわたる期間であり、長期間にわたる保険料の収納に際して連続して事務処理誤りが起こることも考えにくいことなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月並びに51年8月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月及び同年3月
② 昭和51年8月から54年3月まで

私は、20歳の誕生日の前日に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、昭和51年8月に会社を退職後、国民年金への切替手続を行い保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の誕生日の前日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年6月に払い出されており、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録から、申立期間は上記手帳記号番号が払い出された平成元年6月において記録整備により追加された未納期間であることが確認でき、当該手帳記号番号の払出時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が明確でない上、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から51年3月まで
私は、将来のために必要だと思い、自分で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が渡していた生活費の中から母が近くの郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で加入手続きを行い、国民年金保険料は、渡していた生活費の中から母親が近くの郵便局で納付してくれていたとして主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和53年4月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間のうち51年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと述べている。

また、申立人は、現在、上記手帳記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳を1冊所持しているが、国民年金の加入手続きをした時期や当該手帳を受領した時期を^{おぼ}憶えておらず、ほかに手帳を所持した記憶も無い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする母親からは当時の状況を聴取することができず、申立人は申立期間の保険料の納付に関与していないため、申立人の申立期間における保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から52年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も正社員で経理担当者として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人と同じ正社員として勤務していた複数の従業員は、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していた旨供述している。

しかし、申立人のA社における雇用保険の加入記録では、昭和49年5月20日に一度離職して、再度52年12月1日に資格取得しており、申立期間の加入記録が確認できず、厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致している。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社において、申立人と同様に、時期は異なるものの申立期間頃に厚生年金保険の被保険者記録の空白が確認できる従業員二人及び申立人と勤務時期が重なる従業員5人の計7人の雇用保険加入記録を調査したところ、そのうち5人（上記被保険者記録の空白期間が確認できる二人を含む。）は、厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、残る二人についてもおおむね一致していることが確認できる。

以上のことから判断すると、A社では、厚生年金保険や雇用保険などの社会保険の手続は適切に行われており、申立人についても、同社が上記の被保険者資格の取得及び喪失について記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

また、A社の現在の代表取締役は、当時の代表取締役が死亡しており、当時の資料が保管されておらず、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の昭和49年6月30日付

けの資格喪失に係る届出は、同年7月1日に社会保険事務所（当時）で受理されており、申立人の健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで
A 社（厚生年金保険は、B 社において加入）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、最初の 1 か月の給与が 14 万 5,000 円くらいと記憶しているので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び B 社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給料支払明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、当時、A 社に勤務していた従業員から提出された給料支払明細書から、オンライン記録の標準報酬月額は当該明細書に記載されている基本給のみの金額と一致しており、諸手当などを含めた支給総額とはなっていないものの、当該明細書に記載されている保険料控除額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、B 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 5 月 16 日まで
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 8 月 16 日まで

A社に準社員として勤務していた申立期間①及びB社に準社員として勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、従前の標準報酬月額より引き下げられている。給与明細書等の証明できる資料は無いが、実際に支給されていた給与額は、昇給時期のたびに上がっており、標準報酬月額が引き下げられることは考えられないので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社における標準報酬月額が、昭和 52 年 10 月から 53 年 9 月までは 7 万 6,000 円と記録されていたが、同年 10 月の定時決定において 7 万 2,000 円に引き下げられているので、訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失時の標準報酬月額は、昭和 53 年 10 月の定時決定により算定された額である 7 万 2,000 円と記載されており、当該額は、オンライン記録における同年 10 月の定時決定時及び 54 年 5 月 16 日の資格喪失時における標準報酬月額と一致している。

また、A社は、昭和 53 年 10 月の定時決定により標準報酬月額が変更された後は、申立人の給与からは、変更後の標準報酬月額 7 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を控除していたはずであるとしている。

さらに、申立人と同様に昭和 53 年 10 月の定時決定により標準報酬月額が従前の標準報酬月額よりも低い額に引き下げられている者が、A社に係る事業所別被保険者名簿により、10 人確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の申立期間①に係る標準報

酬月額について。記載内容の不備や標準報酬月額の遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間②について、B社における標準報酬月額が、昭和55年6月の資格取得時から同年9月までは8万円と記録されていたが、同年10月の定時決定において6万8,000円に引き下げられているので、訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、B社が作成しC基金が保管している申立人に係る昭和55年10月の定時決定のための厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によると、標準給与月額は、6万8,000円と記載されており、当該額は、B社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる申立人の当該定時決定時の標準報酬月額と一致している。

また、当該定時決定は、昭和55年5月から同年7月までの3か月間（報酬の支払基礎日数が20日未満の月があるときは、その月を除く。）に実際に支払われた給与の総額をその期間の月数で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められるところ、上記算定基礎届によると、申立人の場合、B社において被保険者資格を取得した日は同年6月23日であることから、6月は支払基礎日数が20日未満のため算入せず、7月に支払われた給与の額である6万9,374円のみをもって決定されていることが確認でき、当該額は、6万8,000円の標準報酬月額に相当する。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について記載内容の不備や標準報酬月額の遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

- 3 このほか、申立期間①及び②に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月まで
② 昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで

申立期間①に関しては、A校を卒業して初めて勤務したのがB社（現在は、C社）であり、同校と一緒に卒業し、同社に勤務した同僚の厚生年金保険の被保険者記録はあるにもかかわらず、自分の加入記録が無いことは納得できない。また、申立期間②に関しては、初めて車の免許を取ってD社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A校を卒業し、B社のE店に勤務していたと申し立てているところ、当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和 43 年 4 月以降、同社に数か月程度は勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、申立期間①当時のB社に係る人事記録や賃金台帳等の書類を保管しておらず、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

そこで、申立期間①において、B社で厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 35 人に照会したところ、20 人（E店に勤務していた 6 人を含む。）から回答が得られたが、申立人を知っているとした者二人からは、申立人の勤務期間についての具体的な供述が得られず、そのほかの者 18 人は、申立人を知らないとしている。

また、当該回答のあった従業員のうち、昭和 43 年 4 月に入社したと供述した 5 人（うち、A校等を卒業後又は卒業見込みで入社した者は 4 人）は、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格取得日が、いずれも同年 7 月 1 日となっており、入社日と資格取得日が 3 か月相違しているところ、当該従業員のうちの

一人は、「私は、昭和 43 年 4 月に B 社に入社したが、厚生年金保険の加入は、同年 7 月 1 日であり、同社では入社後に試用期間があつて、その期間は厚生年金保険に加入しなかったと思う。」と供述していることから、申立期間①当時、同社では、入社後、数か月間の試用期間があり、その期間には従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、上記事業所別被保険者名簿における申立期間①当時の健康保険に係る整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人の B 社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考えられない。

加えて、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、初めて車の免許を取得し、D 社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、D 社は既に解散している上、同社の事業主は「平成 19 年 3 月末に会社を廃業したため、申立期間②当時の資料は無く、申立人の勤務等について確認できない。」としている。

そこで、D 社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている 9 人の従業員に照会したところ、6 人から回答が得られたが、いずれも申立人を記憶していないとしており、また、申立人が記憶している同僚（同社における厚生年金保険被保険者記録は無い。）からは、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

さらに、上記事業所別被保険者名簿における申立期間②当時の健康保険に係る整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人の D 社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考えられない。

加えて、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 14 年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間 (代表取締役として勤務していた期間を含む。)のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、引き下げられている。このため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成 14 年 1 月 31 日まで代表取締役を務めていたA社は、オンライン記録によると、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が、当初、12 年 11 月から 14 年 5 月までは 36 万円と記録されていたが、同年 11 月 1 日付けで遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る社会保険関係の事務手続を行っていた社会保険労務士は、「申立人から、社会保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所 (当時) に出向き、標準報酬月額を引き下げる手続を行ってきたと事後報告を受けた。」と供述している。

また、当該社会保険労務士は、申立人から預かったとする健康保険厚生年金保険児童手当拠出金保険料等の滞納についてと題する社会保険事務所からの来所 (依頼) 通知書を保有しており、当該通知書により、A社は、申立期間において社会保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が同社の代表取締役を辞任した平成 14 年 1 月 31 日と同日付けで後任の代表取締役に就任していることが確認できる申立人の母親は、「同社の経営には全く関わっておらず、自分が代表取締役に就任していることも知らなかった。役員の変更手続は申立人しか関与しておらず、代表者印も申立人が保管していた。」としていることから、申立期間においても、申立人が事実上の代

表取締役として社会保険の手續に関する権限を有していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の実質的な代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の遡及減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年8月5日まで
A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与より低い額になっている。このため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、オンライン記録によると、平成9年8月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が、当初、8年4月から9年7月までは36万円と記録されていたが、同年8月7日付けで遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人以外に確認できる役員は、申立人の両親及び妻であることが確認できるが、両親は既に死亡しているため、妻に遡及訂正処理の経緯について照会したところ、妻は「会社のことは、全て主人が行っていたので分からない」としている。

しかし、申立期間に、A社において厚生年金保険の被保険者であった者は、申立人のみであることから、申立人に係る遡及訂正処理を行った者は申立人以外には考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の遡及減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 60 年 3 月 31 日に退職したが、同日が日曜日であったための事務手続ミスである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された申立人に係る在職証明書によると、申立人の在職期間は、昭和 53 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日までと記載されており、同じく同事業所から提出された申立人に係る退職事情調によると、申立人の退職年月日は同年 3 月 30 日と記載され、所属長ほか複数の管理者の押印が認められるところ、同事業所人事総務部は、「申立人の退職日について、当時の事務手続を確認できる資料が無い。」旨回答していることから、退職日を確認することができない。

また、申立人の雇用保険の離職日は、昭和 60 年 3 月 30 日と記録されており、上記退職事情調と符合していることが確認できるところ、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格喪失日が申立人と同様、同年 3 月 31 日となっている者が 13 人、同年 4 月 1 日となっている者が 3 人確認できるが、雇用保険の記録が確認できない 3 人を除いて、全て雇用保険の記録と符合していることが確認できる。

さらに、B 事業所から提出された申立期間の退職者名簿によると、退職年月日が昭和 60 年 3 月 30 日と記載されている者が申立人を含め 16 人、同年 3 月 31 日と記載されている者が二人存在しており、A 事業所では両日を区別して記録し、退職日に合わせて厚生年金保険及び雇用保険の届出をしていることがうかがえる。

加えて、申立人から提出された昭和 60 年 3 月分の給与支給明細書によると、厚生年金保険料控除額が記載されているが、このことについて、B 事業所人事総務部は、「保険料は翌月控除であり、当該給与支給明細書の控除額は同年 2 月の厚生年金保険料であ

る。」旨供述していることから、同年3月の厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 57 年 5 月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立人に係るパスポートの日本国査証の記載事項、入出国記録、代理人及び同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社及び同社の前身のB事務所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の承継会社であるC社は、「当時の事業主は数年前に亡くなり、法律で定められている期間を超えたA社に係る関連資料は全て廃棄しており、申立人の同社における勤務期間、勤務形態、厚生年金保険の適用方針、申立期間の厚生年金保険の届出、納付、保険料控除について不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社に係る商業登記簿には、同社の設立年月日は、昭和 55 年 2 月 1 日と記載され、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、56 年 10 月 1 日と記録されているところ、代理人及び同僚は、同社が日本法人となる以前は、B事務所の名称で、所在地は同社と同じであったとしているため、管轄の法務局へ登記簿を照会したが、同事務所に係る登記簿は見当たらず、申立人の同事務所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、B事務所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

加えて、代理人及び同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の昭和 56 年 9 月 30 日までは、国民年金に加入したとしており、代理人及び同僚が記憶している事務所長及び経理担当者の二人（いずれも既に死亡）についても、国民年金に加入し、保

険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

なお、代理人及び同僚は、申立人がA社を退職した直後に入社し約4年間勤務した外国人の従業員二人を記憶しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿には、これら二人の氏名は見当たらず、オンライン記録も確認できないことから、同社で勤務していても厚生年金保険に加入していない外国人従業員が在籍していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 12 日から 51 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が2万円から14万2,000円と記録されているが、18万円くらいはもらっていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から回答を得られない上、申立人及び照会した複数の従業員も申立期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、同社における給与からの保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の経理担当者（後に、事業主）は、確認できる資料は無いものの、標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）に実際の給与額を届け出ており、その標準報酬月額に基づいて保険料を控除し、納付した旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月頃から32年12月頃まで

A地区にあったB店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していた期間は、はっきりと記憶していないが同僚と遊びに行ったときの写真もあり、申立期間に同店に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び具体的な主張から、時期は特定できないものの申立人がB店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B店の所在地を管轄する法務局の登記簿謄本によると、商号使用者は申立人の記憶する当時の事業主の妻である可能性があるものの、その商号使用者の氏名から、申立期間において厚生年金保険に加入している者は、確認できない。

さらに、申立人は、B店の事業主及び従業員の氏名を記憶していないため、これらの者から聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 9 月 29 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が誤って低く記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 9 月 29 日の翌日の同年 9 月 30 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、24 万円から 15 万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時及び上記減額訂正処理が行われた時点において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったとしており、当該保険料の清算に関して社会保険事務所（当時）と相談の結果、厚生年金保険からの脱退を行った旨供述している。

さらに、申立人は、社会保険事務は申立人の妻が担当しており、自身の標準報酬月額を減額訂正する手続を行ったことは無い旨主張しているが、当該手続に必要な代表者印は自身が管理していた旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) C 支店で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間についても継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 C 支店に昭和 50 年 3 月 31 日まで勤めていたので、同社での厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、B 社が提出した申立人の人事カード及び申立人自筆の退職願によると、申立人の退職日は昭和 49 年 3 月 31 日である上、雇用保険の記録でも、申立人の A 社 C 支店における離職日は同年 3 月 31 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合していることが確認できることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、申立人は、A 社 C 支店の同僚に対する照会を希望していないため、同僚から申立人の勤務状況及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そのほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月15日まで
A社B製作所C工場（以下「C工場」という。）で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和19年3月に高校を卒業し、同年4月及び同年5月に職業補導所での訓練を受けた後に同社B製作所（以下「B製作所」という。）に入社したが、勤務地が遠く、半年ほどして自宅に近いC工場に異動させてもらった。同年10月はC工場の検査課で事務員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したD学校（現在は、E高校）から提出された卒業生名簿により、申立人が同校を昭和19年3月に卒業し、職業補導所（現在は、F専門校）の記録から、申立人が同補導所印書科において同年4月1日に訓練開始、同年5月29日に訓練修了していることが確認できる。

また、申立人がB製作所に一緒に入社したと記憶する同級生の証言及び申立人のC工場での上司等についての具体的な記憶から、入社日、異動日及び退職日は不明であるものの、それぞれの事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記のそれぞれの事業所は終戦により解体され、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、A社の後身であるG社は、「A社B製作所は、当社の前身であるが、法人格が違うため同社に在籍していた者の人事記録等を管理しておらず、当時の在籍及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。」と回答している。

また、上記同級生は申立人がB製作所からC工場に異動した時期を記憶しておらず、また、申立人が記憶するC工場の同僚一人及び申立人が姓のみ記憶していた同僚と同姓の者9人の合計10人は、死亡又は連絡先不明のため照会することができない。そこで、

C工場に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と年齢が近く、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる 16 人に照会したところ、申立人を記憶している者が一人いたものの、同人は申立人の勤務期間の記憶は無い旨回答していることから、申立人の C工場での勤務期間を特定することができない。

さらに、B製作所に係る事業所別被保険者名簿及び氏名別被保険者名簿並びにC工場に係る事業所別被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できない上、C工場に係る上記被保険者名簿の健康保険番号に欠番等の不備も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案23430（事案19561の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から2年1月21日まで

前回、A社に勤務していた期間について、平成元年3月1日から2年までを申立期間として厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、勤務が確認できないため記録を訂正することはできないとの通知を受けた。しかし、その後、同社の代表取締役の著書及びマネージャーの名刺が見つかったので、両名に確認してもらえば、私が同社に勤務していたことが分かるはずである。また、当該代表取締役の著書には、同社が厚生年金保険に加入していたことなどが記述されており、私も厚生年金保険や雇用保険に加入していたと思う。そして、同社の勤務期間は、平成2年1月21日から他社における被保険者記録があるので、同日までを申立期間として再度申し立てる。もう一度調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む平成元年3月1日から2年までの期間に係る前回の申立てについては、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、また、申立人の同社における勤務が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社の代表取締役の著書及び同社に勤務していたマネージャーの名刺を提出し、これらにより、当該代表取締役及びマネージャーに申立人の勤務を確認するとともに、当該著書により同社における厚生年金保険の取扱いについて確認し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、A社マネージャーの名刺に記載されている二つの電話番号に連絡をしたところ、当該電話番号は現在、二つとも別会社のものであることが判明し、また、上記代表取締役の著書には、当該名刺に記載されていた電話番号と同じ番号以外の連絡先

が記載されていないことから、当該代表取締役及びマネージャーから、申立人の同社における勤務を確認できなかった。

また、上記代表取締役の著書には、A社の厚生年金保険への加入や従業員からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる記述は見受けられなかった。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録も確認できなかった。

このほか、当委員会の上記決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 29 日から 60 年 7 月 1 日まで

A社には、昭和 57 年 7 月にB社から転職したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間にA社に勤務していたことは間違いなく、その間給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月から平成 2 年 3 月までA社に継続して勤務していたので、申立期間である昭和 57 年 7 月 29 日から 60 年 7 月 1 日までの期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てているところ、雇用保険の記録から、申立人が 59 年 4 月 1 日以降の期間について同社に勤務していることが確認でき、また、同社における同僚の供述から、申立人が 57 年頃から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の人事記録や厚生年金保険に係る記録等が残っていないため、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

また、申立人と同様に、A社に昭和 57 年頃に入社し、60 年まで定時制高校に通いながら勤務していたとする同僚は、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人と同じく、同高校卒業後の 60 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得している。また、申立人は、「昭和 56 年頃から 58 年頃までの間に同社に正社員として勤務していた同僚で、自分と同じ定時制高校に通っていた同級生がいた。」と供述しているが、当該同級生は、同社に係る事業所別被保険者名簿において、被保険者記録が確認できなかった。

これらを踏まえると、A社においては、定時制高校在学中の従業員は、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 60 年 7 月 1 日と記載されている上、申立期間において、当該事業所別被保険者名簿に記載された整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月頃から同年8月18日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和40年5月頃から同年8月18日までの期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、既に解散しており、事業主及び同社に勤務していたとされる事業主の息子も既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社の上司や同僚の氏名を記憶していないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人について記憶している者はおらず、申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、上記複数の従業員は、「A社では試用期間が3か月くらいあった。」旨供述していることから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほかに、申立人については、申立期間における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から36年8月30日までの期間のうち10か月間

A社には、昭和33年10月1日から36年8月30日までの期間のうちの10か月くらいの期間について、正社員として勤務していたが、当該10か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に正社員として約10か月間勤務していたことに間違いはなく、その間は厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に下請職人等として働いていたが、途中同社の社員から正社員にならないかと誘いを受け、時期は不明であるが、10か月くらいの期間について、同社に正社員として勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成17年5月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、また、同社が適用事業所でなくなった日に事業主であった者は、申立期間当時の資料等を保管していないとしているため、これらの者から申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、同僚2名の姓を記憶しているものの、その連絡先は不明であり、これらの者からも、申立人のA社における勤務の状況を確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であった従業員で所在の確認ができた24名に照会を行い、15名から回答があったものの、申立人が正社員として同社に勤務していたことを記憶している者は無く、申立人の同社における正社員としての勤務について確認することが

できない。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る正社員としての勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 13 日から同年 9 月 29 日まで
② 昭和 42 年 10 月 12 日から 43 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 43 年 8 月 19 日から 47 年 12 月 16 日まで
④ 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 2 月 16 日まで
⑤ 昭和 51 年 3 月 17 日から 54 年 3 月 21 日まで
⑥ 昭和 55 年 5 月 13 日から 56 年 12 月 26 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社（現在は、D社）に勤務した申立期間②、E社（現在は、F社）に勤務した申立期間③、G社に勤務した申立期間④、H社（現在は、I社）に勤務した申立期間⑤及びJ社に勤務した申立期間⑥の各期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に各事業所から支給されていた給与総支給額に見合う標準報酬月額と相違している。当時の給与明細書等の資料は無いが、自身の記憶では、年金事務所の記録よりも高額な標準報酬月額であったはずであり、また、いずれの期間も、職務は販売又は一般事務職員であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社、申立期間②のC社、申立期間③のE社、申立期間⑤のH社、申立期間⑥のJ社の各事業所の現在の事業主は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、また、申立期間④のG社は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間①から⑥までに係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間②のC社、申立期間③のE社、申立期間④のG社及び申立期間⑥の

J社が加入する各々の厚生年金基金に、申立人に係る報酬標準給与について確認したところ、いずれも各事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間①から⑥までの各事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の記憶する申立人の上司であったとする者等の元従業員及び申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額を調査したところ、いずれも申立人の主張する標準報酬月額よりも低額である上、申立人と同時期に資格を取得している複数の元従業員については、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみがこれらの者と異なり低額であるという事情は見当たらない。

その上、申立人は、申立期間①から⑥までの各事業所に係る給与明細書等を保有しておらず、当該期間における、保険料控除額等について確認できない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23437 (事案 21928 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から31年7月11日まで

A施設に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低額となっている旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、自分が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたとは認められないとの理由で記録訂正は認められないとの通知があった。

しかし、判断に納得できないため、新たな資料は無いが、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間当時に申立人の勤務が確認できるB事務所C課、D事務所及びE事務所(以下「A施設」という。)は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A施設に勤務していた従業員の労務管理を引き継いでいるF局労務担当部署は、「申立人の記録は確認できない。」旨回答していること、A施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致しており、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらないこと、申立人が記憶する同年齢・同職種の複数の元同僚の標準報酬月額と比較しても、高額、あるいは同程度であり、低額であるとの事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料は無いが、申立期間当時に給与が下がった記憶は無く、A施設の厚生年金保険の被保険者期間のうち、B事務所C課の資格喪失時(昭和29年11月9日)に1万円であった標準報酬月額が、D事務所の資格取得時(昭和29年11月9日)において、9,000円に減額となるなど、社会保険事務所(当時)では標準報酬月額の適正な管理がなされておらず、申立期間当時は、1万3,000円

程度の給与であった旨強く主張している。

しかしながら、申立人と同日付け（昭和29年11月9日）でB事務所C課において厚生年金保険の資格を喪失し、D事務所で資格を再取得した被保険者9人（申立人を除く。）の標準報酬月額推移を調査したところ、そのうちの8人については、申立人と同様、D事務所における再取得時の標準報酬月額が、B事務所C課における資格喪失時の標準報酬月額に比べ減額されていることが確認できる。なお、当該被保険者のうち、当委員会の照会に回答があった者は、いずれも、当該時期に標準報酬月額が減額された理由は不明である旨供述している。

また、今回申立人は、新たにB事務所C課及びD事務所における同僚の姓のみを挙げていることから、所在が確認できた複数の元従業員に照会したものの、回答を得られた全員が申立人を記憶しておらず、給与明細書を保有している者も確認することはできなかった。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から 45 年 10 月まで
② 昭和 49 年 7 月から 51 年 9 月まで

A 県の公共職業安定所で紹介を受けて B 社に勤務していた申立期間①及び C 社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社で当該期間に厚生年金保険に加入していた元従業員は、「同社の社長の奥さんが A 県出身であったため、同県でも同社の求人を行っていた。自分も同県出身であり、同県から来た中卒又は高卒の従業員も何人かいた。」旨供述しているものの、当該従業員は申立人を記憶していないとし、他の複数の従業員も、申立人を記憶していないとしている上、同社における雇用保険の記録も無いことから、申立人の同社における勤務を確認することができない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の子は、「申立期間当時のことは全く分からない。」旨供述し、社会保険事務を担当していたとする当該事業主の妻からは、当委員会の照会に対する回答を得ることはできず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、健康保険証の番号に欠番は見当たらず、社会保険事務所（当時）の記録の管理に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、C 社で、昭和 49 年 6 月 21 日から同年 12 月 31 日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の元従業員は、いずれも申立人を記憶していない上、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役であった二人は死亡又は所在が特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、複数の元従業員の雇用保険の加入記録及び C 社に係る事業所別被保険者名簿に

よると、同社では、雇用保険の資格取得日から数か月後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、健康保険証の番号に欠番は見当たらず、社会保険事務所の記録の管理に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人が昭和 62 年 4 月に勤務した D 社から提出された申立人に係る労働者名簿によると、47 年に勤務した E 社 F 工場に係る記載は確認できたが、B 社及び C 社に係る記載は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時は医師として勤務し、当時の賃金支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 50 年 7 月から 52 年 7 月までの賃金支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

一方、上記賃金支払明細書のうち、申立期間に係る明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが認められるが、昭和 51 年 7 月の明細書において、控除された当該厚生年金保険料が一括して申立人に返金されていることが確認できる。

このことについて、B 社及び申立期間当時に A 社の給与支払を行っていた C 社の後継事業所である D 社の人事担当者は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管していないものの、B 社から提出された臨時扱異動簿により、申立人は、昭和 50 年 7 月 1 日から 52 年 8 月 4 日まで在籍した臨時職員であったことが確認できる。臨時職員は厚生年金保険に加入させていなかったが、申立人の賃金支払明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されており、当時の担当者はその誤りに気づき、51 年 7 月の給与で一括して返金したと考えられる。」旨供述している。

また、上記臨時扱異動簿で確認できる、申立人と同職種の複数の職員について、申立人と同様、雇用保険の加入記録は確認できるが、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 10 月 31 日まで
② 昭和 56 年 1 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 6 月 27 日から同年 8 月 31 日まで
④ 平成 6 年 4 月 1 日から 8 年 5 月 1 日まで
⑤ 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで
⑥ 平成 9 年 2 月 1 日から 10 年 5 月 1 日まで
⑦ 平成 10 年 8 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

A事業所に勤務していた申立期間①、B社C支社に勤務していた期間のうちの申立期間②及び③、D組合（現在は、E組合）に勤務していた期間のうちの申立期間④及び⑤、F社（現在は、G社）に勤務していた期間のうちの申立期間⑥及び⑦の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と一緒に住み込みでA事業所に勤務していたとする同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A事業所は既に無く、同事業所を知る近隣の者は、同事業所の事業主は既に死亡していると供述しており、上記同僚は、同事業所において厚生年金保険に加入していたかどうかについては不明であると供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 47 年 8 月 26 日から同年 9 月 21 日まではH社、48 年 2 月 5 日から同年 10 月 9 日まではI社、同年

10月8日から同年10月31日まではJ社において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人は、これらの会社及びA事業所の勤務時期についての明確な記憶は無い。

申立期間②及び③について、申立人は、当該期間もB社のC支社に勤務していたと主張しているところ、同社は、申立人は昭和56年12月1日から57年6月26日まで営業職員として勤務していたと回答していることから、申立人が申立期間②の一部の期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、申立人の勤務期間について上記の回答をしており、申立期間③当時の複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間③における勤務実態について確認することができない。

また、B社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格取得日は昭和57年4月1日、資格喪失日は同年6月27日と記載されており、同社C支社に係る事業所別被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

さらに、B社は、申立人の入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違していることについて、申立期間②当時、営業職員は入社してから数か月の研修期間があり、研修期間後に正職員として任用してから厚生年金保険に加入させていたためであるとしているところ、申立期間②当時に同社のC支社に営業職員として入社したとする元従業員も、入社してから数か月の研修期間があり、研修期間後に正職員になってから厚生年金保険に加入したと供述しており、当該従業員から提出された給与支払票によると、厚生年金保険に加入する前の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②に国民年金に加入し、昭和56年1月から57年3月までの保険料は申請により免除となっていることが確認できる。

申立期間④及び⑤について、申立人は、当該期間もD組合のK店に勤務していたと主張しているところ、E組合から提出された「人事発令について（採用）」及び「人事発令について（退職）」によると、申立人は平成7年3月1日にパートタイマーとして採用され、9年3月31日に退職していることが確認できることから、申立人が申立期間④の一部の期間にD組合のK店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、E組合から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、L健康保険組合から提出された申立人に係る「健康保険組合適用台帳」、M企業年金基金から提出された申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳」には、資格取得日は平成8年5月1日、資格喪失日は9年4月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日及び資格喪失日と一致している。

また、E組合は、申立人の採用日と厚生年金保険の資格取得日が相違していることについて、申立人が勤務していたK店では、短時間勤務のパートタイマーと長時間勤務のパートタイマーがおり、当初短時間で勤務していた申立人の勤務形態が長時間勤務に

変更となったことで厚生年金保険の加入対象に該当するようになったため平成8年5月1日に被保険者資格を取得したと思われるとしているところ、申立人の元同僚は、D組合では、勤務時間によって厚生年金保険に加入する者としていない者がおり、申立人は当初短時間勤務であったが、途中から長時間勤務に変わったと思うと供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は平成8年5月1日、離職日は9年3月31日となっており、厚生年金保険の記録と符合している上、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人が同年4月14日に公共職業安定所へ求職の申込みをし、同年4月21日から基本手当を受給していることが確認できる。

申立期間⑥及び⑦について、申立人は、当該期間もF社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、資格取得日は平成10年3月1日、離職日は同年7月31日となっており、申立期間⑥の一部の期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、G社は、申立期間⑥及び⑦当時の資料は保管されておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、F社の元従業員で申立人を記憶していた者はいたが、申立人の勤務期間についての明確な記憶は無く、申立人の申立期間⑥及び⑦における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人から提出された預金通帳の写しによると、平成10年3月から同年8月までのF社からの給与振込は確認できるものの、当該振込額から申立期間⑥及び⑦の厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23445 (事案 5146 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 8 年 2 月 29 日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正のあつせんはできないと通知を受けた。

しかし、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないので、再度調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 2 月 29 日より後の同年 3 月 5 日に減額訂正されていることが確認できるが、申立期間において、申立人が代表取締役としての権限を有していたことがうかがえること、同社の社会保険事務担当者が申立人の了承を得て当該減額訂正処理を行ったと供述していること等により、代表取締役であった申立人が当該減額訂正処理に関与していたものと認められることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、平成 6 年 5 月に代表取締役を退任し、申立期間及び当該減額訂正処理日には代表取締役としての権限は無く、社会保険事務担当者が申立人の了承を得ずに当該減額訂正処理を行ったので、当該減額訂正処理には関与しておらず、また、「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成 7 年分の所得税の確定申告書 (損失申告用)」を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと再申立てをしている。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、当該標準報酬月額減額訂正処理が行われた後の平成11年6月16日に、申立人の6年5月31日の代表取締役退任及び11年5月29日の代表取締役再就任の登記がされており、申立人が代表取締役を退任し、再就任するまでの間に代表取締役に就任している者はいないことが確認できることから、申立期間及び当該減額訂正処理日においても申立人が代表取締役としての権限を有していたと判断される。

なお、申立人から提出された「平成7年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成7年分の所得税の確定申告書（損失申告用）」によると、当該減額訂正前における標準報酬月額に見合う給与が支給されていたことが確認できるが、このことは、申立人が当該減額訂正処理に関与していなかったとする事情には当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情がうかがえず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。